

宇都宮市建築物耐震改修促進計画（三期計画）概要版

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災や、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀を含む多くの建築物等がこれまでにない甚大な被害を受け、さらに、今後、発生が予想される首都直下地震等の切迫性が指摘されています。これらに対応するため、国においては、平成25年と31年に耐震改修促進法等が改正され、更なる耐震化を促進する規制強化等が図られました。このような状況を踏まえ、本市においては、二期計画の目標年次を迎え、更なる耐震化を促進するため、現状や課題を踏まえ二期計画を見直し、三期計画を策定します。

2 位置付け

- 「第6次宇都宮市総合計画」の基本施策である「危機への備え・対応力を高める」を実現するための計画
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号）第6条第1項に基づく計画
- 本計画に掲げた取組を着実に推進し、建築物の耐震化を促進させ、災害に強いまちづくりの実現に取り組むことで、SDGsのゴール「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

3 耐震改修促進法改正の主な内容

大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物と同様に、耐震診断義務付けの対象に追加

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第2章 耐震化の現状・課題と今後の方向性

1 耐震化の現状

区分	平成27年度 実績	令和2年度 目標	令和2年度 実績
住宅	89.4%	95.0%	94.4%
多数の者が利用する建築物 (学校、病院、社会福祉施設等、賃貸共同)	民有・市有		民有・市有
住宅等の建築物で一定の規模以上のもの	92.8%	95.0%	94.8%
うち市有			100.0%
耐震診断義務付け建築物	—	—	94.4%
防災上重要な市有建築物	91.7%	100.0%	100.0%

※多数の者が利用する建築物には、民間建築物と市有建築物が含まれる。
※施設整備の方針など計画済のものは耐震性ありとする。

第3章 耐震化の目標

令和7年度 目標
97.0%
おおむね解消
—

目標設定の考え方

- 経年に実績を踏まえて推計した耐震化率に、施策による目標値を追加し目標を設定
- 耐震化の重要性が高い、診断義務付け建築物については、国・県に基づき新たに目標を設定

第4章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な考え方

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するために、耐震化の促進に関する普及啓発をはじめ、環境の整備や負担の軽減等の施策を講じることにより、所有者等の耐震化の取組をできる限り支援していくことを基本とする。

2 住宅の耐震化に向けた取組

- 安心して相談できる環境の整備**
 - 相談窓口の設置
 - 耐震アドバイザーの派遣
 - 木造住宅無料耐震相談会の実施
- 普及啓発の実施**
 - 住宅の所有者に対する直接的な普及啓発の実施
 - パンフレット等による普及啓発
 - 【拡充】広報やホームページ等の活用
 - 【拡充】災害時の被害想定が大きいエリアに重点化した戸別訪問による普及啓発の実施
 - 地震防災マップを活用した普及啓発
 - 耐震化に関する講演会等の実施
 - 【新規】住宅内の耐震シェルター設置や部分補強など命を守る方策の普及促進
- 各種支援の実施**
 - 【拡充】耐震診断、補強計画策定及び建替えを含む耐震改修に対する助成
 - 税制の優遇

3 多数の者が利用する建築物の耐震化に向けた取組

- 多数の者が利用する建築物の耐震化**
 - 耐震化の必要性の周知及び改修の指導助言
 - 耐震マーク表示制度の利用促進
 - 建築物の特性に応じた普及啓発の実施
 - 建築物の点検
- 避難路沿道及び避難地に存する建築物及び組積造の塀の耐震化**
 - 【新規】一定の規模以上の建築物及び組積造の塀の所有者に対し、個別に直接的な普及啓発
- 防災上重要な市有建築物の耐震化**
 - 構造の耐震化の推進
 - 非構造部材の耐震化の推進

4 建築物以外の安全対策の取組

- 外壁や窓ガラス等の落下対策の周知、指導
- 天井脱落対策の周知、指導
- 【拡充】ブロック塀等の倒壊防止対策の啓発、助成
- エレベーター等の安全対策の周知、指導

第5章 計画の推進

1 効果的かつ確実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと耐震化に取り組む。

- 市民（住宅・建築物の所有者）の役割
 - 地震に対する安全性の確保・維持に努め、特に、多数の者が利用する建築物は早期の耐震化に取り組む。
- 市の役割
 - 耐震化の必要性について普及啓発を実施。地域の実情に配慮した効果的な施策を講じる。

2 計画のフォローアップ

- 一定期間ごとに検証し必要に応じて見直すなど、フォローアップを行う。

3 法に基づく指導・助言の実施

- 耐震改修促進法に基づく指導・助言の実施
- 耐震診断義務付け対象建築物への指導・助言の実施

